預金保険制度を概観してみると

~初のペイオフ適用に関連して~

りえばら けいいち 財政金融委員会調査室 上原 啓一

1. はじめに

平成22年9月10日に経営破綻した日本振興銀行の破綻処理においては、預金者1人当たり1,000万円を超える部分について概算払が実施され、弁済の一部がカットされることが見込まれている。いわゆるペイオフとは、金融機関が破綻した場合に預金等を全額保護するのではなく、元本1,000万円及びその利息までを上限に保護し、それを超える部分が一部カットされることもあり得るということを意味するが1、初めてのペイオフ適用により、預金の一部カットが現実のものとなった。今回のペイオフ適用は、我が国の金融システムに大きな影響を与えることなく実施されているといえるが、本稿では、まず、預金保険制度及びペイオフの基準となる定額保護の制度についてこれまでの経緯を中心に述べた後、ペイオフが適用された日本振興銀行の破綻処理の事例を振り返り、今後の預金保険制度の課題について論じていくこととしたい。

2. 預金保険制度のこれまでの経緯

預金保険制度は、金融機関が預金保険料を預金保険機構に支払い、万が一金融機関が破綻した場合には、預金保険機構が一定額の保険金を支払うことにより預金者を保護する制度であり、信用秩序の維持に資することを目的としている(預金保険法第1条参照)。

預金保険制度では、預金保険で保護される預金の額を1金融機関ごとに預金者1人当たりの額で定めている。昭和46年4月に公布・施行された預金保険法に基づき同年7月に預金保険機構が設立された際には、その額(保険金の支払限度額)は100万円とされていた。これが昭和49年には300万円に引き上げられ、昭和61年には1,000万円に引き上げられている。また、昭和61年の預金保険法改正では、破綻処理方法としてこれまでの保険金支払方式に加えて、救済金融機関等に資金援助を行う方式(資金援助方式)が導入されるとともに、預金保険制度の対象金融機関として労働金庫が追加された。さらに、平成12年預金保険法改正では、協同組織金融機関の連合会である全国信用金庫連合会(現在の信金中央金庫)、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会が新たに対象金融機関として追加された。その後、ゆうちょ銀行は平成19年10月の郵政民営化により、商工組合中央金庫は平成20年10月の民営化に伴い、それぞれ同制度の対象金融機関となった。

この間、保険金の支払限度額だけでなく、保護の対象についても変更が行われている。 預金保険制度発足時には預金元本のみを保護対象としていたが、平成13年4月からは元本 に加えて利息も保護されることとなった。また、平成15年4月からは、元本1,000万円と その利息まで保護する一般預金等とは別に決済用預金を全額保護することとされた。 現行の預金保険制度における保護の範囲は、図表1のようになっているが、国内金融機関の海外支店や外国銀行の在日支店は同制度の対象外となっている。また、預金保険の保護の対象外とされている預金等や一般預金等のうち元本1,000万円を超える部分については、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われ、一部カットされることがある。

なお、農業協同組合及び漁業協同組合等では、信用事業のほか、購買・販売、共済等の 事業を併せて行っており、兼業が禁止されている一般の金融機関とは性格を異にしている ことから、預金保険制度の対象外であるが、農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年7月 公布・施行)に基づき、農水産業協同組合貯金保険制度が設けられている。

預金等の分類 保護の範囲 決済用預金 当座預金、利息の付かない普通預金等 全額保護 預金保険制度の 金融機関ごとに合算し 対象預金等 利息の付く普通預金、定期預金、定期積金、元本補 預金者一人当たり、元 一般預金等 てん契約のある金銭信託等 本 1,000 万円までとそ の利息等が保護 外貨預金、譲渡性預金、無記名預金、架空名義の 預金保険制度の対象外預金等 預金、他人名義の預金(借名預金)、金融債(募集 保護対象外 債及び保護預り契約が終了したもの)等

図表 1 預金保険制度で保護される預金等の範囲

(出所) 金融庁資料より作成

3. 全額保護から定額保護への経緯

預金保険制度では、昭和 46 年の制度発足以来、預金等の全額保護ではなく定額保護が基本とされてきた。このように定額保護とされている理由は、国民大衆の預金保護を目的としているので、各預金者の預金全額を保証することは必ずしも必要でなく、一定額まで保証すればその目的にかなうものと当初はされてきたが²、最近では、全額保護する制度では金融機関の経営状況等を判断できる大口預金者等も金融機関破綻による取りはぐれリスクを全く負わず、慎重に金融機関を選択するインセンティブが失われること等にもあるとされる³。

しかし、実際には金融機関は破綻させないとの考え方が採られ続け、現実にも金融機関の破綻が表面化することが 1980 年代まではほとんどなかった。仮に経営不振に陥った金融機関があったとしても、健全な金融機関に引き受けてもらうことで救済が可能であったため (例えば、昭和 61 年の住友銀行による平和相互銀行の吸収合併)、同制度は発動されない伝家の宝刀であった。

1990年代に入ってから、バブル経済崩壊後の長引く不況と、不良債権問題の深刻化に伴い、破綻金融機関の救済コストが増大してきたため、預金保険制度の適用により、救済に際して金融当局の意思を明確にしなければ受皿金融機関が見いだされなくなってきた。この当時の破綻処理は、預金保険機構の資金援助によるペイオフコスト内(1,000万円以下の預金を保護するための費用内)での保護に加えて、それを超えた部分については、地方

公共団体や関係金融機関からの資金援助により、事実上全額保護とされてきた。その理由については、預金者の不安と信用秩序の動揺を招きかねないとの懸念があったためともいわれており⁴、法律上は金融機関が破綻した際には一定額以上の預金者には負担を求めることとされていたにもかかわらず、国民の間には預金は全額保護されるものとの通念が定着していた⁵。

その後、金融機関の経営環境が更に厳しくなり、破綻金融機関の救済金融機関となることに多くの金融機関が消極的になってきたことで、預金保険制度上の定額保護と別枠での預金全額保護の枠組み自体に限界が見られるようになった。このため、平成8年改正預金保険法では、平成8年度から12年度までの時限措置として、ペイオフコストを超える資金援助を行うことを可能とし、預金保険制度上、全額保護する措置が採られた。その後、この特例措置は、平成12年預金保険法改正により平成13年度まで1年間延長された。

金融機関の破綻が次第に収束してきたことから、平成14年4月からは定期預金等の一部の預金等については定額保護に移行した(ペイオフの一部解禁)。平成17年4月からは定額保護の範囲が拡大され、①利息が付かないこと(無利息)、②預金者がいつでも払戻しを請求できること(要求払)、③決済サービスを提供できることという3つの要件を全て満たす決済用預金のみが全額保護となり、決済用預金に該当しない預金等については定額保護となり、現在に至っている。

なお、預金等の定額保護の例外として、我が国又は金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、危機対応措置として、預金保険法第102条に基づき、内閣総理大臣を議長とする金融危機対応会議の審議を経た上で、ペイオフコストを超える額の資金援助など、預金等を全額保護する措置を採ることがある。

平成 15 年 11 月に経営破綻した足利銀行の場合は、ペイオフの一部解禁後であったものの、栃木県を中心とする地域に多数の預金者と中小企業者等の取引先を抱えていることなどから、前述の危機対応措置により預金の全額保護がなされたが、平成 22 年 9 月に破綻した日本振興銀行では、初めてペイオフが適用されることとなった。

4. 日本振興銀行の破綻処理と初のペイオフ適用

(1) 経営破綻の要因とペイオフ適用の理由

日本振興銀行は多額の不良債権を抱え、平成22年6月末時点において1,870億円の債務超過であることが判明した。これを受け、同行は、自己資本充実策を模索したものの債務超過の解消には至らず、平成21年9月10日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行い、同法第74条第1項に基づき、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。その後、同行は金融整理管財人として選任された預金保険機構の管理下に置かれた。

日本振興銀行は、平成 16 年4月の開業当初には中小企業向けの小口融資を中心業務としてビジネスを展開していたが、次第に貸金業者からの債権買取りを増加させるとともに、 親密な企業に対する大口融資を拡大するようになり、その部分において信用リスク管理が 十分でなかったことが同行の破綻の主たる要因であると指摘されている6。

日本振興銀行にペイオフが適用されることとなった理由について、自見庄三郎内閣府特命担当大臣(金融)は、預金や貸出金の規模が小さく、特定の地域で高いシェアを有する事業を展開しているわけでもなく、また決済機能も有していなかったという状況を踏まえると、同行の破綻を契機に我が国又は特定の地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあるとは認められないことから、預金保険法の原則に従って預金の定額保護(ペイオフ)を行ったと述べているっ。また、地域への影響が小さいと判断した根拠について東祥三内閣府副大臣は、全額保護が行われた足利銀行の場合は預金残高が4.9兆円、貸出金残高が4兆円であり、地域のシェアで見ると預金が48%、貸出金が52%という状況であったが、日本振興銀行の場合は預金残高が0.6兆円、貸出金残高が0.4兆円であり、地域シェアが最も高い地域で0.2%しかないという状況を踏まえたと説明している。このほか、ペイオフ適用の理由として、日本振興銀行はインターバンク市場(銀行間市場)での資金調達も行っていないなど、他の金融機関とは形態が異なる点なども指摘されている。こうした事情から、今後の金融機関の破綻処理に際して、金融当局が日本振興銀行と同様にペイオフが適用されるケースと足利銀行のように全額保護されるケースとをどのように区別していくのか、その基準や考え方に関心が集まる。

(2) 預金保険制度で保護される範囲を超える部分の取扱い

日本振興銀行の預金について、預金保険機構の名寄せの結果、預金保険制度の保護を受けない元本 1,000 万円を超える預金者は 3,423 人(全体の 2.7%)、1,000 万円を超える部分の金額は 110 億円(全体の 1.9%)であった¹⁰。この部分については、日本振興銀行の財産の状況に応じて弁済が行われることとなるが、預金者の利便性を確保する観点から、預金保険制度の概算払が行われている。

概算払とは、預金保険で保護される範囲を超える部分について、配当金の見込額等を考慮して決定した一定の率(概算払率)を乗じた金額で預金保険機構が預金等債権を買い取ることによって、預金者に弁済金・配当金の受取より前の早い時期に支払うものである。

平成22年12月7日、預金保険機構は預金等債権の買取り(概算払)を、概算払率25% として行うことを決定し、買取り期間を同年12月13日から平成23年3月31日までとした。3月末までの買取りの実績は、預金者数が3,159人、概算払額は24億円となっており、対象預金の9割強の買取りが行われている¹¹。

今後、預金保険機構が買い取った預金等債権の回収を行い、当該回収額が概算払額と預金等債権の買取りに要した費用の合計額を上回った場合には、その差額を預金者に追加的に支払うこととなる(精算払)。最終的な弁済率がどの程度になるか注目される。

(3) 預金の保護と日本振興銀行の事業の譲渡

預金保険制度では、金融機関が破綻した場合の預金等の保護の方式として、①預金保険機構が預金者等に直接保険金を支払ったり、預金保険機構が他の金融機関に預金を預け入れた上で、その債権を預金者等に譲渡したりする保険金支払方式と、②破綻金融機関の事

業を救済金融機関に移管し、預金保険機構がそこに資金援助を行う資金援助方式が定められている。保険金支払方式を採用すれば、破綻した金融機関が保有していた金融仲介機能や決済機能は消滅してしまうが、他の金融機関への営業譲渡を目指した資金援助方式であれば、こうした金融機関の機能は維持される。したがって、破綻処理のコストを最小化することを考えれば、保険金支払方式より資金援助方式が優先される。

また、金融機関の破綻に際して、その受皿となる金融機関が直ちに現れない場合、預金等や貸出資産等を暫定的に承継して業務の暫定的な維持・継続を図る承継銀行(ブリッジバンク)が活用され、承継銀行は最終的な受皿となる金融機関を探してその金融機関に業務を引き継ぐこととなる¹²。

日本振興銀行の破綻処理においては、従来の破綻処理の事例と同様に資金援助方式が採用されており、また、最終的な受皿金融機関が決定していないことから承継銀行が活用されている。

平成 23 年4月 25 日、日本振興銀行の事業が第二日本承継銀行に譲渡された。その際、約 2, 226 億円の資金援助が実施されている。その内訳は、①第二日本承継銀行に対する金銭の贈与が約 1,041 億円(付保預金を保護するため)、②日本振興銀行に対する金銭の贈与が約 656 億円(破綻金融機関に残る債権の債権者に対する弁済額を確保し、破綻金融機関の債権者間の衡平を図るため)、③整理回収機構(RCC)による日本振興銀行からの資産の買取り資金が約 529 億円(第二日本承継銀行が承継しない資産の一部を買い取るため)である¹³。

第二日本承継銀行は、日本振興銀行の経営破綻から2年以内(やむを得ない事情による場合は3年以内)に最終受皿金融機関へ事業譲渡を行うこととなる。最終受皿候補については、平成23年3月末に応募を締め切っており、書類審査をパスした複数候補からの事業計画書の提出の後、譲受け条件等の審査を行って、最終的に受皿を決定することとなる。

最終受皿金融機関に求められる基本的な要件としては、①中小企業向け貸出を含め、銀行としての機能を適切かつ継続的に発揮できること、②適切な内部統制やリスク管理態勢を整備し、安定した収益力及び財務の健全性を維持・向上できること、③承継に係る資金を円滑に調達できること等が示されているが¹⁴、今後、預金保険機構は、第二日本承継銀行とともに、同行が承継した事業について、どのように最終的な受皿金融機関を選定していくのか、注視していきたい。

5. 今後の預金保険制度の課題

(1) 預金保険の保険料率の在り方

預金保険制度において資金援助や保険金支払等の原資となる預金保険料は、対象金融機関が前年度の預金量に応じて、毎年、預金保険機構に納付しており、納付された保険料は預金保険機構の一般勘定に積み立てられている。平成年代に入ってから金融機関の破綻処理が相次いだため、一般勘定における欠損金は平成14年度には金融機関の相次ぐ破綻を受けて約4兆円と膨らんだが、その後は欠損金が減少し、平成22年度末には欠損金が解消する見込みとなった(平成22年度決算では、21年度末における欠損金2,732億円を解消し、

責任準備金1,373億円を計上した)(図表2)。

兆円 2 1 0 -1 -2 -3 -4 -5

預金保険機構一般勘定の責任準備金・欠損金残高の推移

(出所)預金保険機構資料より作成

	図表 3	預金保険料率の推移
		預金保険料率
16 年(制度発足時)~		0.006%

	預金保険料率		実効料率(注)
昭和 46 年(制度発足時)~	0.006%		0.006%
57 年度~	0.008%		0.008%
61 年度~	0.012%		0.012%
平成8年度~	0.048%		
13 年度	特定預金	その他預金等	0.084%
	0.048%	0.048%	
14 年度	0.094%	0.080%	
15 年度~	決済用預金	一般預金等	
	0.090%	0.080%	
17 年度	0.115%	0.083%	
18 年度~	0.110%	0.080%	
20 年度	0.108%	0.0018/	
21 年度	0.081%		
22 年度	0.107%	0.082%	
23 年度			

⁽注) 平成8年度~13年度は、この間設定された特別保険料の料率(0.036%)を含む。また、14年度は特 定預金とその他預金等とを、15年度以降は決済用預金と一般預金等とを、加重平均したもの。

(出所) 預金保険機構資料より作成

こうした状況を受け、金融機関には預金保険料率の引下げを求める意見が強かったが、 預金保険機構の運営委員会は、平成23年3月23日、平成23年度の預金保険料率を据え置 くことを決定した。日本振興銀行の破綻から機構財政の改善ペースが大きく鈍る見込みと なったことなどを踏まえ、将来に備えて一定規模の責任準備金を積むことが重要であると し、引下げは見送られた15 (図表3)。

実効料率は、預金等の全額保護が行われていた平成8年度に預金残高の0.084%となり、 特別保険料率(0.036%)が廃止された平成14年度以降も同じ保険料率が維持されている。 しかし、現在では定額保護となっていることを踏まえ、かつて全額保護のための財源とし て導入されていた特別保険料分だけでも撤廃して金融機関の保険料負担を軽減し、ひいて は預金者等の負担を減らすべきとの観点から、平成23年5月12日の参議院財政金融委員 会で質疑が行われている。これに対し、和田隆志内閣府大臣政務官は、保険料率について、 現在はペイオフ制度を前提に考えるべきとの見解を示した一方で、現在の 0.084%という 実効料率は、かつての特別料率を含めて概念構成しているわけではないと述べるとともに、 一般料率である程度の責任準備金を積むことが金融システムの安定に資すると答弁した16。 また、自見金融担当大臣は、平成24年度以降の保険料率の在り方については、預金保険機 構の財務の安定、あるいは現在及び将来の国の金融システムの安定、金融機関の負担能力 といったものを中長期的な観点を持って、預金保険機構において検討願いたいと述べた「こ。 預金保険料率の在り方をめぐる議論の中には、可変保険料率を導入すべきとの主張もあ る。我が国が採用している定率保険料率は、個々の金融機関が預金額に応じて一定の料率 を課す仕組みであるが、可変保険料率は、金融機関が預金保険制度に及ぼすリスクに応じ て料率に格差を付ける方式であり、1993年(平成5年)に米国が導入し、その後、カナダ など他の国々でも導入されている18。

我が国においても可変保険料率の導入を検討すべきとの主張に対し、和田政務官は、金融機関の健全性が悪化している状況の中でリスクが高まっているからといって保険料率を引き上げる判断を行えば、そのことが更にその金融機関の経営悪化をもたらしかねないと説明している¹⁹。

なお、預金保険機構の預金保険料率研究会(理事長の私的研究会)が平成 16 年6月に 取りまとめた報告書(預金保険料率研究会中間報告)によれば、同研究会では、可変保険 料率には、金融機関に対して財務体質強化を促す効果を有する等のメリットがあり、可変 保険料的要素を導入していくことが望ましいとの意見が多かったとされているが、その一 方で、金融システムが不安定な状況の下での導入は、財務力の低下した金融機関に対し、 他と比べ割高の保険料負担を課すこととなり、経営をより脆弱化させるおそれがあるとの 指摘も見られた。

今後、可変保険料率の導入をめぐる議論を含め、平成 24 年度以降の保険料率の在り方 についての検討が注目される。

(2) 破綻時に預金の払戻しを迅速に行うための措置

平成 23 年の預金保険法改正では、金融機関の破綻時に預金の払戻しを迅速に行うための規定を整備しており²⁰、今後、この規定を踏まえ、金融機関は、平時より万一の場合に備えた準備(マニュアル整備等)が義務付けられることとなる。

この措置の義務付けについて、金融機関側からは、新たなシステム対応のためにコスト 負担の発生を懸念する声があったといわれており、経営破綻を想定してシステム開発する ことは無駄であるという意識が強いことや、規模の小さな金融機関ではシステム対応の余 力が乏しいというジレンマを抱えていることも指摘されていた21。

これについて和田政務官は、一般預金についてペイオフ制度に基づき 1,000 万円までの 預金とそれを超える預金との仕切りを付けるため、金融機関における体制整備の必要性を 強調した上で、この措置は金融機関の体制として平時から整えなければならないものであ り、決して不要なコストではないと述べるとともに、実際の支払いに向けたシステム構築 については、直ちに行わなければならないのではなく、それぞれの金融機関の実情に応じ、 システム更新等の機会をとらえて体制を整備してほしいと説明している²²。

一般に、金融機関の破綻処理の際には、金曜日に破綻が発表され、月曜日から預金の払戻しが行われる「金一月処理」で実施されることが多いが、この場合、破綻後の週末に預金保険で保護される付保預金と非付保預金とを分別しておかなければ、預金者への預金の払戻しに支障が生じかねない。また、付保預金か否かの分別を踏まえて、預金口座ごとの入出金記録(付保預金の払戻しなのか否かということなど)を保存する措置や、非付保預金の払戻しを防止する措置により、預金の適切な払戻しを確保するとともに財産の不適切な流出を防止する必要がある²³。日本振興銀行の場合は決済用預金や普通預金を取り扱っていなかったが、通常の金融機関であれば、破綻処理の難易度が格段に高まっていたともいわれる²⁴。

前述の規定に基づいて義務付けられる措置の詳細については、現時点では公表されておらず、今後検討が進められるものと思われるが、いずれにしても、破綻時に預金の払戻しが迅速に実施されることが求められ、それに係る金融機関のシステム対応についても円滑に行われることが望まれる。

6. おわりに

初のペイオフが適用となった日本振興銀行が経営破綻した平成22年9月10日、自見金融担当大臣は、今般の同行の破綻は我が国金融システムの安定性に影響を与えることはないとの考えを談話で発表している。確かに、日本振興銀行のビジネスモデルには決済業務を行っておらず、インターバンク市場での資金調達を行っていなかった特殊性があったことなどから、大きな影響はなかったと考えられる。経営破綻当日の株式市場において銀行株の下落がほとんどなかったことからも、混乱が小さかったことが裏付けられよう25。

しかし、日本振興銀行の経営破綻と初のペイオフ適用は、預金保険料率の在り方の議論や、金融機関の破綻時に預金の払戻しを迅速に行うためのシステム対応に関して影響を与え、ひいては、預金者等の保護の在り方を考える契機になったと考えられる。

また、預金保険制度の原則であるペイオフが初めて適用されたことは、預金者等に金融機関の経営状況等を判断する自己責任がこれまで以上に問われることになったと同時に、金融機関においてもディスクロージャーの充実と経営健全化への努力が一層求められるようになったことを示しているといえよう。

【参考文献】

永田俊一『預金保険よもやま話』(平成18年12月)

預金保険機構編『平成金融危機への対応 預金保険はいかに機能したか 』(金融財政事情研究会 平成 19 年 11 月)

預金保険機構『平成 21 年度預金保険機構年報』(平成 22 年 8 月)

¹ ペイオフとは、本来は、金融機関が破綻した場合の預金者保護の方法の一つであるところの、預金者への保険金支払のことを意味する。しかし、このほかに、預金の全額保護という平成 13 年度までの特例措置が終了し、預金等の元本のうち保険基準額である 1,000 万円を超える部分等が一部カットされることもあり得るという意味で用いられることもある(預金保険法研究会『逐条解説預金保険法の運用』(平 15.7) 127 頁)

² 三重野隆「預金保険制度における主要な枠組みの変遷について」『預金保険研究』3号(平17.3)71頁

³ 本多正樹「ペイオフ」『法学教室』362号(平22.11)2頁

⁴ 高橋正彦「ペイオフ発動と預金者保護」『ジュリスト』1414号(平23.1.1-15)5頁

⁵ 西村吉正『日本の金融制度改革』(平15.12)308頁

⁶ 金融担当大臣談話 日本振興銀行株式会社について (平22.9.10)

⁷ 第 176 回国会参議院財政金融委員会会議録第 4 号 2 頁 (平 22.10.28)

⁸ 第 176 回国会参議院財政金融委員会会議録第 4 号 2 頁 (平 22.10.28)

⁹ 金融担当大臣談話 日本振興銀行株式会社について (平22.9.10)

¹⁰ 参議院予算委員会要求資料(平23.2)

¹¹ 第 177 回国会参議院財政金融委員会会議録第 14 号 12 頁 (平 23.5.17)

¹² 平成 23 年の預金保険法改正では、現行の承継銀行制度(ブリッジバンク制度)に加え、破綻処理の円滑化のため、破綻金融機関ごとに適資産・付保預金を譲り受けるための勘定(承継勘定)を協定銀行(整理回収機構)に設け、破綻金融機関から業務を承継することを可能としている。これにより、破綻に備えてあらかじめ承継銀行を設立しない方式も採用できるようになる。

¹³ 破綻金融機関の資産精査や救済金融機関等の合併等が段階的に行われる場合には、預金保険機構は当初の資金援助を行った後、追加的な資金援助を行うことができる。

¹⁴ 預金保険機構「日本振興銀行の受皿候補の募集について」(平成23.3.11)

¹⁵ 第 216 回預金保険機構運営委員会議事要旨(平 23.3.23)。この日の運営委員会では、保険料率の引下げは見送られたが、預金保険機構は、機構財政の先行きを展望すれば大きな流れとして改善を続けることが十分見込まれるため、保険料率の引下げの可能性を含めて検討を行うべき時期が近づいているのも事実であると述べている。

¹⁶ 第 177 回国会参議院財政金融委員会会議録第 13 号 3 頁 (平 23.5.12)

¹⁷ 第 177 回国会参議院財政金融委員会会議録第 13 号 4 頁 (平 23.5.12)

¹⁸ 預金保険機構『平成 21 年度預金保険機構年報』(平 22.8) 88 頁

¹⁹ 第 177 回国会参議院財政金融委員会会議録第 13 号 3 頁 (平 23.5.12)

²⁰ 破綻時における付保預金の円滑な払戻しを確保するため、決済用預金については必要なシステム対応が義務付けられているが(預金保険法第58条の3) 平成23年の預金保険法改正では、これを預金保険で保護される付保預金全般に拡大することとした。

²¹ 「預金保険法改正で金融機関に求められる新たなシステム対応」『金融財政事情』(平 23.3.14) 6 頁

²² 第 177 回国会衆議院財務金融委員会議録第 15 号 11 頁 (平 23.4.20)

²³ 預金保険機構『預金保険制度の解説 制度概要及びQ&A』(平19.9)

^{24 『}ニッキン』(平23.5.27)

²⁵ 東証 1 部の銀行株全体では前日比 0.14%の下落にとどまった (『読売新聞』(平 22.9.11))。